


所管部課	総務部職員課	部長	広沢 光政			
件名	東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市職員の給与に関する条例施行規則				
	部課機関					
1. 要旨						
1) 改正の要旨						
<p>職員の通勤手当（条例第9条の2関係）について、現状では当該手当に対する上限額の設定は行っていないところであるが、国や東京都に準じ、上限額の設定（月額55,000円）及びその他文言整理を行うものである。</p>						
2) 施行日等						
平成29年4月1日						
3) 影響及び効果						
<p>国及び東京都に準じた対応となる。</p> <p>※現状、通勤手当の支給額について、月額55,000円を超える職員は無し。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
<p>平成29年2月9日 職員組合から同意書を受理 文書課審査済</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<p>職員組合妥結後の事務処理のため、時間的余裕がなく、庁議に付議する暇がないことから、持ち回り庁議にて対応することとし、持ち回り庁議終了後、速やかに条例改正の手続きを進めたい。</p> <p>上記の条例を改正する議案を、平成29年第1回市議会定例会に提案したい。 平成29年第1回市議会定例会で可決した場合は、上記のとおり施行したい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。